医療法第120条第１項の指定に係る業務があることを証する書類

当該業務に従事する医師の時間外・休日労働時間がやむを得ず長時間となる理由

|  |
| --- |
| （対象医師がいない場合は、想定される理由を記載すること。）○○領域において、○○技能を取得するために～を行うため、やむを得ず時間外・休日労働が長時間となる。なお、現時点で対象医師はいないが、当該業務の研修を行う医師が今後発生する予定である。 |

問い合わせ先

|  |  |
| --- | --- |
| 担当部署・氏名 | 人事部　○○　○○ |
| 連絡先電話番号 | ０５２－１２－３４５６ |
| 連絡先メールアドレス | jinii@jjjj.iii.jp |